

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年7月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240703	明昇物流 株式会社 (法人番号 4370001045516) 代表者小山 剛	宮城県黒川郡大衡村大衡字待井沢57番地6	本社営業所	宮城県黒川郡大衡村大衡字待井沢57番地6	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項	令和6年5月23日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)	0	0
20240712	島本運輸 有限会社 (法人番号 7380002010003) 代表者島本 孝	福島県郡山市喜久田町字菖蒲池22番地	本社営業所	福島県郡山市喜久田町字菖蒲池22番地	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	法第17条第4項	令和4年4月26日及び5月30日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)	1	1
20240716	株式会社 野口 (法人番号 4400601000858) 代表者佐藤 幸弘	岩手県奥州市江刺愛宕字力石590番地4	本社営業所	岩手県奥州市江刺愛宕字力石590番地4	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第17条第1項第2号	令和6年2月20日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20240718	株式会社 富士運輸 (法人番号 5390001007777) 代表者伊藤 義嗣	山形県鶴岡市白山字村北128番地3	本社営業所	山形県鶴岡市白山字村北128番地3	文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和6年6月21日及び7月10日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。